

## ≪対象≫

	対象医療機関	運用期間
1	令和3年4月協力金交付要綱第3条第1項第3号又は第4号及び同要綱第4条第1項第2号の交付対象期間に該当し、協力金の交付対象となった受入病床を継続運用している病院 【第4弾協力病院】	令和3年8月8日～令和3年11月7日
2	令和3年7月1日から同年8月7日までに、次のア又はイの受入病床を、大阪府へ登録（注1）のうえ、当該病床の運用（注2）を開始した大阪市内の病院（※公立・公的・私立を問わない。）。 ア 新たに増床（注3）された受入病床。 イ 新たな新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関により設置された受入病床。	

（注1）登録とは、大阪府が通知する、新型コロナウイルス感染症患者の受入要請通知において、受入病床の確保要請を受けたことをいう。

（注2）運用とは、大阪府へ提出する「新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床の運用に関する報告」に記載のとおり運用することをいう。

（注3）増床とは、すでに受入病床を運用している新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関が、府に提出済みの「病床運用計画」の最大確保数よりも、更に受入病床を増加させることをいう。